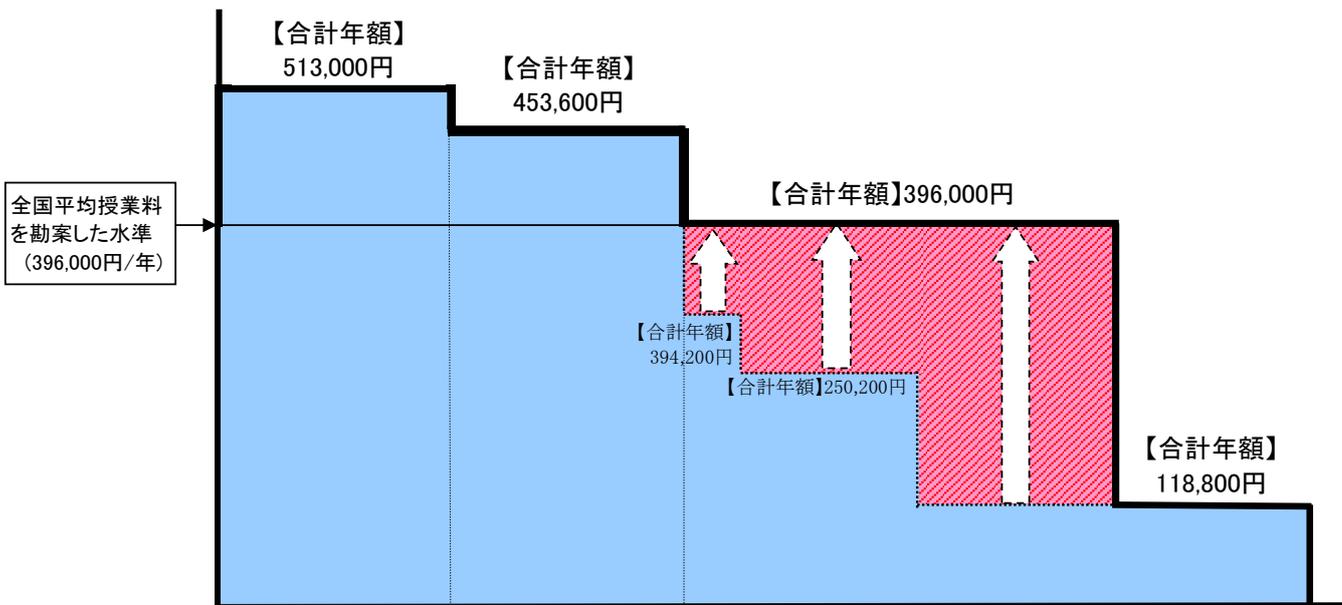


令和2年4月から

静岡県内の私立高校(全日制)の 授業料減免制度が拡充されます!!

●静岡県の私立高校の授業料が、年収約700万円未満世帯まで実質無償化されます。

国の就学支援金制度の見直しに伴い、令和2年度から静岡県の授業料減免制度が拡充されます。



概ねの※1 年収目安		0～270万円	270～350万円	350～590万円	590～700万円	700～910万円
判定方法	R2.4月～6月	※2 保護者等の「市町村民税所得割額と道府県民税所得割額」の合算額により判定します。				
	R2.7月～R3.3月	※3 保護者等の「課税所得」を基準として判定します。				

静岡県独自の授業料減免制度と国の就学支援金制度を合せた金額になります。

(注)

※1 世帯年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の概ねの目安となります。

※2 保護者等とは、原則「親権者(父・母)」(一人親世帯の場合は、「父又は母」)になります。

※3 「課税所得」とは、「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」により算定されます。

○ 具体的な判定基準額や必要書類については、入学後、県から学校を通じてお知らせします。

○ 概ね年収910万円以上の所得世帯については、就学支援金及び県授業料減免の支給はありません。

* 本制度は、令和2年2月の県議会において、令和2年度当初予算が可決された場合に施行されます。